

聴覚障がい学生のための

支援マニュアル **—教員用—**

第2版

[編集] 沖縄国際大学 福祉・ボランティア支援室

目 次

はじめに	1
第1章 聴覚障がいの理解	2
1-1 きこえることが当たり前の社会	2
1-2 聴覚障がいとは	3
1-3 難聴のきこえのイメージ	3
第2章 聴覚障がい学生の理解	4
2-1 聴覚障がい学生の感じる困難	4
2-2 学生自身の情報保障に関する意識	5
2-3 聴覚障がい学生との対話	5
2-4 聴覚障がい学生のコミュニケーションの手段	6
第3章 聴覚障がい学生のいる講義における配慮事項	9
3-1 聴覚障がい学生への情報保障の意義	9
3-2 情報保障の役割と範囲	9
3-3 初回講義時の配慮	10
3-4 講義の展開	11
3-5 出席確認	12
3-6 放送やアナウンス	12
3-7 教員の話し方	13
3-8 板書	14
3-9 講義中の配慮	15
3-10 講義後の配慮	17
3-11 授業形式別の配慮	18
第4章 試験時の対応について	19
4-1 試験開始前の対応	19
4-2 試験開始・終了の合図	19
4-3 試験時のテイク	20
4-4 試験終了後に講義等がある場合	20

はじめに

第5章 支援の手段	21
5・1 ノートテイク	21
5・2 ノートテイクの進め方	22
5・3 パソコンノートテイク	23
5・4 手話通訳	24
5・5 音声・映像教材の文字おこし	25
資料 音声・映像教材文字おこし 申込書	28
第6章 支援学生への配慮	29
6・1 講義前の支援学生への配慮	29
6・2 講義中の支援学生への配慮	30
6・3 講義後の支援学生への配慮	31
第7章 チェックリスト	32

※「障がい」の表記について

「障害」あるいは「障がい」の表記については、これまでに専門家の間で広く議論され、内閣府「障がい者制度改革推進会議」（平成22年）でも、「障害」の表記に関するあり方についての検討がなされました。

本紙の支援マニュアルでは、「障がい」の表記を採用していますが、医学的説明、法制度上の定義の説明（引用等）においては「障害」と表記しています。

本学には、聴覚に障がいをもちながら、日々勉学に励んでいる学生が少なからず在籍しています。今年4月施行の障害者差別解消法（正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）では、障がい学生への「合理的配慮」が国公立大学に対して義務化され、私立大学に対しては努力義務と規定されています。聴覚障がい学生に関しては、情報保障などの支援が当たり前のように大学に求められる時代となっています。

本冊子では、特に講義、演習等で聴覚障がい学生を担当される際の留意点、配慮すべき点について教員の立場からわかりやすくまとめました。第1章では、聴覚障がいについて説明し、第2章では聴覚障がい学生に対する理解、第3章では聴覚障がい学生が受講した場合の配慮について、第4章では聴覚障がい学生の試験時の対応、第5・6章は聴覚障がい学生に対する具体的な支援方法と聴覚障がい学生を支援する学生への配慮について説明しています。最終章には、聴覚障がい学生が受講した場合の配慮すべき点について、先生方が確認しやすいよう、簡易なチェックリストを掲載しています。

先生方におかれましては、障がい学生支援の趣旨をご理解いただき、本冊子をご活用いただければと思います。また、障害者差別解消法および障がい学生支援の趣旨をご理解いただき、聴覚障がいのみならず、障がいを持つ学生全般に対する可能な限りの学習支援・配慮をお願いいたします。

本冊子は2012年の初版『聴覚障害学生のための支援マニュアル-教員用-』の後、障がい学生への支援実践にもとづく経験と反省を反映させ、第2版として刷新したものです。大学全体で障がい学生支援を実践し模索していくなかで、今後も改定を重ねていくべきものと理解しております。先生方からの忌憚ないご意見をいただければと思います。

2016年8月

沖縄国際大学 福祉・ボランティア支援室長
総合文化学部人間福祉学科 准教授
知名 孝

第1章 聴覚障がいの理解

1・1 きこえることが当たり前の社会

社会は、きこえる人（健聴者）を中心にできています。日常いろいろな音声をごく自然に聞き取っているきこえる人は、「聞く」ことが「権利」であるということ、「聞こえない」ことが「権利の侵害」であることも意識していません。しかし、「聞く」ということは憲法で保障されている「知る権利」の大部分を占めています。

国連の障害者の権利に関する条約「第二十四条 教育」においては、教育についての障がい者の権利を認め、障がいがあることを理由に教育を拒まれたり、学ぶ機会を奪われるようなことはあってはならないとしています。そして、その権利を実現するために、障がい者を包容する教育制度を確保することとし、その権利の実現にあたって確保するもののひとつとして、「個人に必要とされる合理的配慮（reasonable accommodation）が提供されること」を位置づけています。

聴覚障がい学生への支援もそのひとつです。きこえる学生もきこえない学生も、多様な学生が共に学べる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

※「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

（障害者の権利に関する条約 「第二条 定義」より）

1・2 聴覚障がいとは

「聴覚障害」とは、医学的には、音声状態を大脳に送る部位（外耳、中耳、内耳、聴神経）のいずれかに障害があるために、きこえにくい、あるいはきこえなくなっている状態のことをいいます。一口に「聴覚障害」と言っても、きこえ方には個人差があります。また、きこえ方は環境にも依存し、周囲の雑音や反音響の有無、相手の話し方などによって変化します。

コミュニケーション手段もまた、聴覚障がいの種類や程度のみならず、聴覚障がいが生じた時期や教育歴などによって、一人ひとり違います。

1・3 難聴のきこえのイメージ

図1は、3通りのきこえ方のイメージです。伝音性難聴の人は、医学的治療を受けたり、補聴器を装用することによって正常なきこえ方に近くなり、「たましろさん」と認識することは可能になります。一方で、重度の感音性難聴の人が補聴器を用いても、きこえてくる音のイメージはぼやけたり歪んだりしているため、元の音声情報が何なのか見当がつきません。軽度・中等度の場合も、人の話し方（ぼそぼそ声等）や周囲の騒音等によって内容が聞き取りにくくなることがあります。騒音や反音響のあるところできいたりすると、きこえた音のイメージから別の意味として捉えてしまうことがあります。

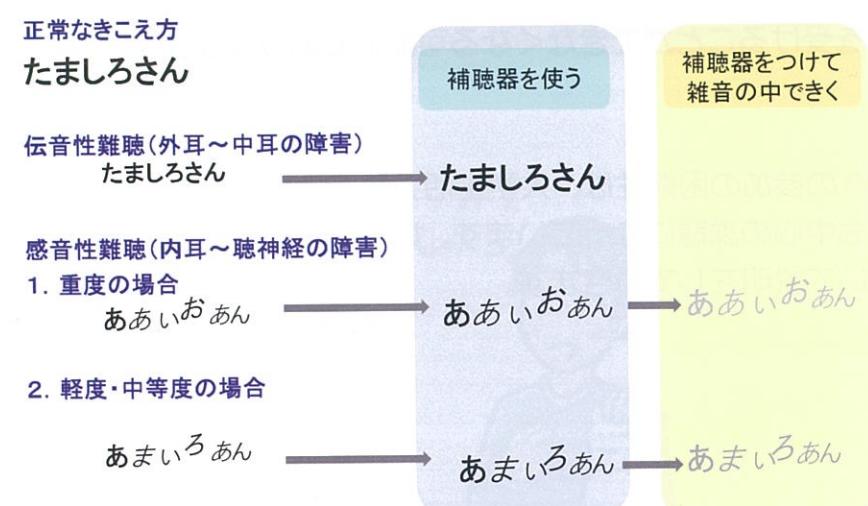


図1 正常なきこえ、伝音性難聴、感音性難聴の3通りできこえた音のイメージ

第2章 聴覚障がい学生の理解

2-1 聴覚障がい学生の感じる困難

聴覚に障がいのある学生(以下、聴覚障がい学生)が大学生活上で困難を感じることには、以下のような内容があげられます。

- **講義へ参加できない**

聴覚障がい学生が、通常の音声によって伝えられる情報を受け取ることができないために、講義に対する自分の意見を持ったり、講義の内容について考えることができなくなります。講義の内容を理解できなければ、学生同士での意見の交換、討議や試験にも参加できなくなります。

- **友達との会話に入れない**

新しい友人と出会い、人間関係を広げることも大学生活上非常に重要な要素となりますが、友人同士の些細な会話に入れず、仲間作りが難しいことがあります。

- **連絡や放送がわからない**

口頭による試験や休講の連絡、校内放送の内容がわからず、予定の変更などに気づかないことがあります。

- **非常時の情報がわからない**

非常ベルの音や避難に関する情報が伝わらず、逃げ遅れたり危険にさらされたりすることがあります。避難をしても、コミュニケーションがうまくとれず、必要な支援を受けることができなくなる可能性もあります。

特に、講義への参加の困難性は、大学生活上最も大きな問題であり、聴覚障がい学生支援の中でも中心の課題になっています。以下では、こうした講義場面における支援の方法について説明をしていきます。

2-2 学生自身の情報保障に関する意識

障がいに対して十分な配慮がある講義に参加したことのない聴覚障がい学生の中には、高校までの経験から、講義は分からなくても「仕方がない」、勉強はテキストを使って「自分ひとりで」行うものと考える者もいます。しかしテキストに頼らない大学の講義ではそのような訳にはいかず、情報保障の必要性に気付いた時には多くの単位を落としてしまっているということも珍しくありません。

このような事態に陥らないよう、新入の聴覚障がい学生に対しては、情報保障のある講義を体験したり、情報保障に関わる講習や会議などに参加したりする機会を与え、その有効性や方法について、理解を促すことが肝要です。

2-3 聴覚障がい学生との対話

講義以外の場で聴覚障がい学生と対話する際は、通訳を介さず、直接コミュニケーションをとりましょう。このことは教員と学生の間の信頼感を高めることにつながります。学生の発話がわかりにくいときは、わかったふりをせずに言い直しや筆談を求めましょう。

また学生の様子を見ながら話し、伝わっていないと感じたときには躊躇せずに書いて伝えましょう。



2・4 聴覚障がい学生のコミュニケーションの手段

ここでは、聴覚障がい学生と直接お話する方法を紹介します。健聴者とコミュニケーションをとる際のニーズや方法は聴覚障がい学生一人ひとり違うので、聴覚障がい学生のニーズを確認して、コミュニケーション方法を選択するように心がけましょう。

1 補聴器を使って話す



補聴器は、簡単に言うと「耳に届く音を大きくして、耳に届ける機械」で、聞こえを100%保障するものではありません。あくまで補助的な役割です。補聴器には、十分に効果が得られにくい環境がありますが、目に見えない段差です。補聴器にとっての段差を十分理解して、聴覚障がい学生と健聴者と双方でその困難を解消できるように配慮することが大切です。

補聴器にとっての段差

①距離があるとき	補聴器で聞き取れるのは、1~2mの範囲です。3m離れると聞こえが半分になってしまいます。近距離すぎると、聞き手には声が割れたような状態になり、逆に聞き取りにくくなります。
②騒音があるところ	健聴者は音声とは別の音（騒音）の大きさが10dB（ささやき声や時計の針の秒針の音）でも音声でのやりとりが可能ですが、難聴者は音声とは別の音が10dB以下でないと聞き取りにくいとされています。できるだけ騒音がある場所での会話は避けましょう。視覚的な手段を活用するようにしましょう。
③早口での会話	聴覚障がい学生にとって、早口は不明瞭をいっそう増すことになります。大きな声で話すよりも、文節を区切って、ゆっくり、はっきりと口を動かして話したほうが聞き取りやすくなり、読話の助けにもなります。
④多人数での会話	補聴器をしていると、音の方向性が得られない場合があります。大学のゼミなど多人数で会話をする場合、一斉に発言をすると、いま誰が話しているのかがつかみづらく困難が大きくなります。発言をする前に挙手をするか、発言のはじめに名のるなどの工夫ができます。
⑤機械を介した音声	機械は音声の一部分の高さの音しか伝えていません。館内放送などは補聴器をしていると、声がしていることはわかっても何をいわれているのか理解できないことが少なくありません。視覚的な手段を使う必要があります。

2 視覚的な手段を使って話す

話し方を工夫するだけでなく、表情やうなずき、指さしなどを活用することは聴覚障がい学生とのコミュニケーションにおいて大切な手段となります。しかし、内容が複雑になるとそれだけでは十分機能しません。その場合は、視覚的なコミュニケーション手段を使います。

①読話

聴覚障がい学生が、話し手の口唇の形や運動のパターンを読み取りながら、前後の文脈やその場にある情報も取り込んで、相手の言いたいことはこうだろうと推測する手段です。



読話は、顔を見合わせるようにし、明るいところで、近距離（1~2m程度）で話す必要があります。また、話し方は、文節で区切って、ゆっくりとはっきり口を動かします。

普段話し慣れていない相手だと読み取りにくかったり、口の形が同じ日本語があたりと、話の内容を正確に読み取ることができないこともあります。話し方の工夫だけでなく、身振り手振りを加えたり、資料や筆談など視覚的な情報も併用するなど、総合的に内容を推測できるような配慮が必要です。

大学の講義では、専門用語を多く使って説明するため、視覚的情報は内容を総合的に推測するために必要不可欠となります。可能なかぎり、視覚的情報の活用をお願いします。

第3章 聴覚障がい学生のいる講義における配慮事項

3-1 聴覚障がい学生への情報保障の意義

聴覚障がい学生を対象とした情報保障について「なぜ特別扱いをするのか」といった声を聞くことがあります。しかし、聴覚障がい学生の立場でみれば、講義に出席しても情報保障がなければ教員等が発する音声が聞き取れず、ただ教室にいるだけという状況に陥ります。車イスを利用している方がスロープなしには建物にアクセスできないのと同様に、聴覚障がい学生は情報保障なくしては講義に“参加”することができないのです。

学生は当然ながら講義に参加する権利があり、これを保障することは教員や大学の責務です。



②筆談

紙に文字を書いて伝える方法です。話す内容をすべて筆談することもありますが、会話の内容が複雑で難しかったり、読話や聞き取りでは通じていないと思われる場合に、キーワードや重要な事項を書いて理解の確認をとる方法としても活用できます。



筆談では紙に手書きをする方法のほかにも、パソコンや携帯などのメールやメモ機能を使ってやりとりする方法があります。

③手話

手話には同じ日本語でもいくつかの種類がありますが、聴覚障がい学生の多くが日本語対応手話で話す傾向があります。

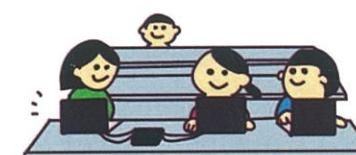
一般的には、聴覚障がい者は手話ができると思われがちですが、すべての聴覚障がい者が手話を習得しているわけではなく、失聴の時期や障がいの程度、育成環境などによって手話の習得状況が異なることをご理解ください。



3-2 情報保障の役割と範囲

講義内容を学生に理解させることが教員の責務であるとすれば、講義内容を伝える情報保障者はその教員を支援していることになります。講義での情報保障の対象になる音声情報は教員の音声のほかに、学生の発言も含まれます。

講義に参加するために必要であれば、雑音（ケータイの音や笑い声）も、講義の雰囲気や教員の人柄を把握するうえで欠かせない情報になります。通信環境には十分に配慮しましょう。



3・3 初回講義時の配慮

1 初回講義時の呼び掛け

第1回目の講義のはじめに「障がいのために配慮が必要な学生は連絡してください。」と、口頭および板書で学生全員にお伝えください。

福祉・ボランティア支援室へ事前に相談にきた学生、以前に福祉・ボランティア支援室の学習サポートを受けたことがある学生には、本人から教員に申し出るように指示しています。

どのような支援方法を利用する予定か、講義中に音声・映像教材などを使用する予定について確認をしてください。

必要に応じて、**福祉・ボランティア支援室**までご連絡ください。

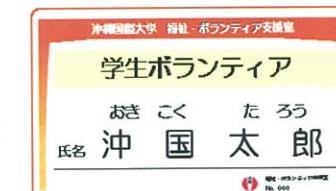
2 聴覚障がい学生がノートテイク(P.21~22 参照)およびパソコンノートテイク(P.23 参照)を利用する場合

ノートテイクとは聴覚障がい学生の隣に座って教員などの音声情報を文字言語として話の内容を伝える通訳のことです。(P.21参照) ノートテイクは、学内の学生が支援学生(ノートテイカー)として務めています。

1名の聴覚障がい学生につき、ノートテイカーは2名つきます。そのため、3名分の座席が必要になります。

ノートテイカーは、原則、当該講義を受講登録していない学生です。講義の準備や講義中の質問、指名などは講義受講生に任せください。支援学生は講義に参加せず、通訳者として聴覚障がい学生を支援します。

講義の形式、配慮の仕方についての相談・提案はノートテイカーではなく、講義参加者の聴覚障がい学生に行いましょう。ノートテイクが十分機能できる環境については説明しますが、どの方法で講義を受けるのかは、聴覚障がい学生に決めてもらいます。福祉・ボランティア支援室でも相談を受け付けています。



支援学生は福祉・ボランティア支援室発行
のボランティア証をつけています。

3・4 講義の展開

- 講義の冒頭に、その日の講義で扱う項目を示すこと(レジュメを簡単に説明する等)は、聴覚障がい学生や支援学生だけでなく、きこえる学生の内容理解をうながします。
- 講義の最後に講義のまとめや要点を示すことで、全ての学生にとって講義内容を復習することが簡単になります。
- 時間配分が適切でない講義、特に講義の後半に時間が足りなくなり講義の進め方を早めるといった講義は、情報保障が追いつかなくなるだけでなく、すべての学生にとって内容理解が難しくなります。



教員のひとことコラム

聴覚障がいのある学生が履修している授業で、はじめに今日の講義の流れを説明したり、レジュメを工夫したりしたところ、きこえる学生からも、留学生からも「わかりやすくなった」との声を聞くようになりました。

きこえない学生への配慮は、他の学生への配慮にもなっていることを実感しました。

沖縄国際大学 教員

3-5 出席確認

出席確認などで名前を呼ぶ場合には、聴覚障がい学生と目を合わせて確認してください。**聴覚障がい学生が点呼に気づかずに対応ができず、欠席になったことが何度かありました。**また、受講生が多くったり、教室が広い場合には、点呼ではなく出席票などの提出で出席確認を行うなどの配慮をよろしくお願いします。



3-6 放送やアナウンス

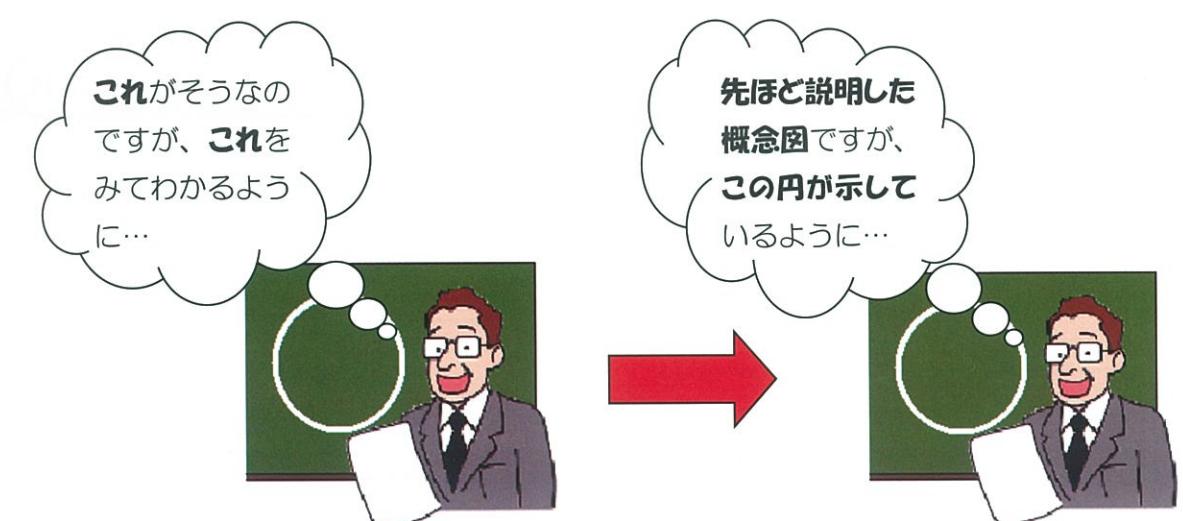
文字や視覚情報で聴覚障がい学生に伝えてください。聴覚障がい学生の多くは、アナウンスや連絡事項が音声情報だけで流されると、情報の存在自体に気づきません。

また、放送があることがわかっても、何を言っているかはほとんど把握できません。そのために大きな不利益をこうむることがあります。たとえば構内放送などは、かららず聴覚障がい学生に筆記で伝えるか、紙を貼りだすなどして、文字や視覚情報で伝わるようにしてください。



3-7 教員の話し方

- いくつもの従属節をともなう文は内容が曖昧になります。不要なことは省き、短い文で話しましょう。
- 早すぎる話し方は支援（テイクや手話通訳等）が追いつきません。ややゆっくり、明瞭に、そして文の切れ目で間を空けるように話しましょう。
- 「ここ」「あれ」などの**指示語は避け**、具体的な説明をしてください。



3-8 板書

板書しながら話をすすめず、できる限り学生を見て話しをしてください。聴覚障がい学生は先生の口の動き等を読んで講義の内容を理解することが可能な場合があります。

板書しながら説明しなければならない場合は、その説明をもう一度前を向いて行ってください。

① 指示をする場合

例：教科書を開いて欲しい時は、「教P.30」等と示してください。

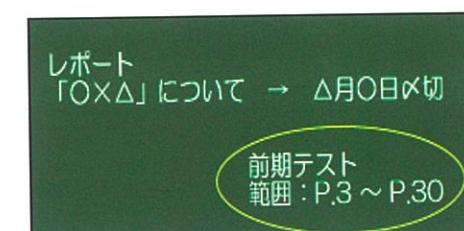


② 専門用語を使用する場合

専門用語は板書して、説明してください。
例：SW=ソーシャルワーカー

③ 重要情報がある場合

レポートの提出日、テスト範囲等の重要情報については、板書してください。



3-9 講義中の配慮

① 視覚的な情報の提示

口頭の説明だけでなく、レジュメや配付資料、説明資料（パワーポイント）等を活用していただくことで、聴覚障がい学生および支援学生が理解しやすくなります。

しかし、支援をしている学生にとって、資料の提示と教員の講義内容を書きとることを同時に行なうことは難しい場合があります。パワーポイントを利用される場合、支援学生には、**3スライド/ページ**（図2）にした資料をご準備いただくとよりスムーズな支援ができます。スライドにある図表を説明される場合はポイントティング（指さし、レーザーポインターなど）をしながら説明していただくと、より理解しやすくなります。

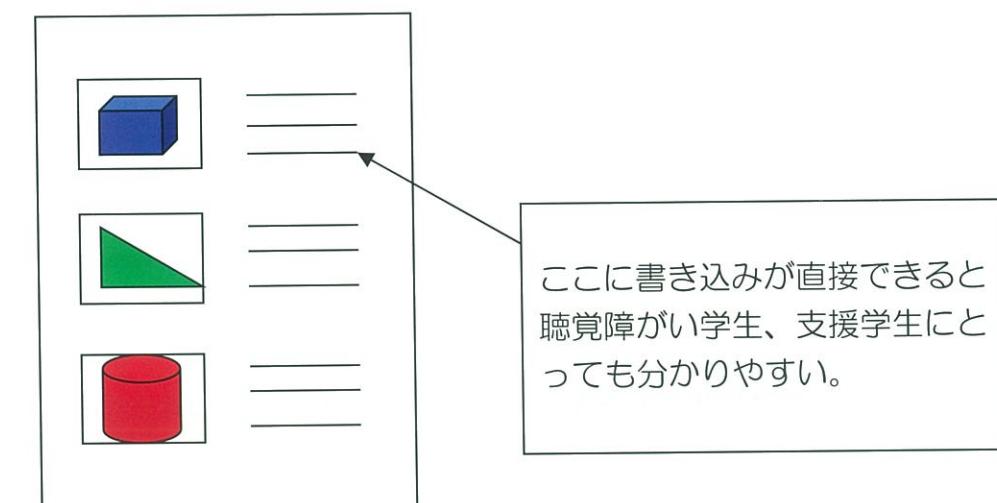


図2 パワーポイントを利用される場合の資料のイメージ

② 音声・映像教材などの使用について

- 上映前に内容解説、重要事項をプリントで配布してください。
 - 字幕表示が可能な時は表示してください。
 - 字幕表示が出来ない教材の場合は、福祉・ボランティア支援室までご依頼ください。
- (P.25~28 参照)

(遅くとも、使用する2週間前までに教材の提出をお願いします。)

①音声をともなう教材の使用

- 語学におけるヒアリング教材や音声教材の使用に際しては、文字等に変換した資料などの代替教材が必要です。
- 音声教材を使用する際には、教材の音声にかぶって説明をしないようにしてください。

②映像教材の使用

- 映像教材は、音声を字幕化するか文字化した資料を事前に渡しましょう。要旨や項目だけでも有用です。
- 教室は完全に暗転させず、手話通訳やテイクした資料が見えるようある程度の明るさを残しましょう。

3-10 講義後の配慮

講義が終わった後のアフターフォローも大切です。講義内容が伝わったかどうか、話すスピードや板書の仕方が適切だったなどを聴覚障がい学生や支援学生へ確認するように心がけてください。

また、講義後に聴覚障がい学生から質問を受けた場合（講義後、時間が経過してからメール等で質問することもあります。）は、対応をお願いします。



スタッフのひとことコラム

聴覚障がい学生がいる語学クラスを担当している先生の取り組みをご紹介いたします。先生は、毎回、講義が始まる前にその日の講義の概要をまとめた資料を聴覚障がい学生に手渡していました。その資料には、講義内容に関連する写真やイラストが織り交ぜられていました。また、先生からの励ましのメッセージもあり、学生の学習意欲を大いに高めました。また、先生は他の学生達に、語学の学びは多様なコミュニケーションを学ぶことだから、聴覚障がいを持つ学生とも積極的にコミュニケーションを図ろうと呼びかけたそうです。聴覚障がい学生もきこえる学生も共に学ぶことができる、とても工夫された取り組みを知り勉強になりました。

沖縄国際大学 福祉・ボランティア支援室スタッフ

3 - 11 授業形式別の配慮

1 ゼミ形式の講義

- 聴覚障がい学生からすべての発言者が見渡せ、かつ、スクリーンやホワイトボードおよび情報保障が受けやすい座席配置を工夫しましょう。
- ディスカッションなどの発言が重なるような場合は、ひとりずつ発言してもらうように学生に呼びかけましょう。発言が重なってしまうと、読話が難しく、ノートテイクもうまく機能しません。

2 体育などの教室外の講義

- 説明と活動
身体活動をしながら説明を聞くことは困難なため、説明と活動の時間を分けましょう。
ただし、体育などで教員の模範演技を真似ることにハンディはありません。
- 指示の伝え方
屋外などの広い場所での指示は、近くにいる聞こえる学生を通して知らせるなどの工夫をしましょう。

3 フィールドワークや実習、実験

- フィールドワークの時などは指示した物や手順を聴覚障がい者が確認する時間を与えましょう。
- 課題の指示に際しては、実際のデモンストレーションをともなうと理解が促されます。
 - 聴覚障がい学生が参加することが困難であると思われるフィールドワークや実習、実験は、まず補助者を付ける等の措置で参加する可能性を検討しましょう。
 - きこえないことで明らかに生命の危険を伴う事柄については、どのような事態が予測されるのかを聴覚障がい学生に対して十分に説明しましょう。また危険が予測される活動を除いての参加について、聴覚障がい学生とともに検討しましょう。

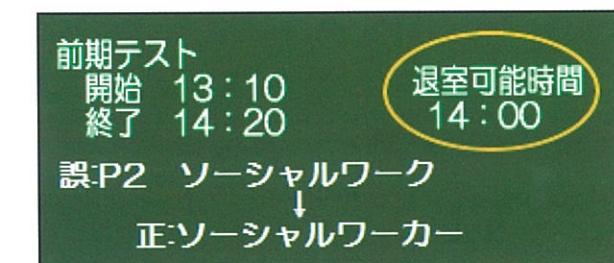


第4章 試験時の対応について

4 - 1 試験開始前の対応

次の項目を板書してください。

- 試験開始時間、終了時間、途中退室可能時間
- 訂正箇所（変更等があれば試験中でも随時）
- その他（注意事項など）



4 - 2 試験開始・終了の合図

- 教員（試験官）が直接、聴覚障がい学生に合図をしてください。



4-3 試験時のテイク

試験当日の支援学生は**1名**です。

- ※ 試験開始前における教員の指示（注意事項等）をテイクします。
- ※ 試験開始以降、支援学生は退室します。

4-4 試験終了後に講義等がある場合

支援学生ではなく、**聴覚障がい学生本人**に事前に連絡してください。

- ※ 通常のテイクの体制をとるため事前に支援学生との調整が必要になります。
- ※ 試験当日ではなく、**その前の講義時に聴覚障がい学生本人に伝えてください。**

第5章 支援の手段

5-1 ノートテイク

ノートテイクとは、

教員の講義の内容を要約し、紙に書き取る（周囲の雰囲気も伝える）方法のことです。要約筆記とも言われます。

*ノートテイカー（要約筆記者）…ノートテイクを行う人（以下、テイカー）

- ※ 沖縄国際大学におけるテイカーは、原則、当該講義登録をしていない学生とします。
- ※ テイカーがテイクに集中するために、指名や雑用などは任せないでください。



テイカーは主筆と補助を行います。

主筆：講義内容を要約筆記する役割

補助：教科書や資料を指示する役割

5-2 ノートテイクの進め方

① 講義全体の流れをつかめるように

テイクはメモではなく、講師の話す内容をできる限りそのまま文章に変換し、全体の流れをつかめるようにする。

② 通訳者として

ティカーは通訳者（聴覚障がい学生の耳代わり）です。図3のように講義内容や周囲の音情報（鐘の音、携帯電話の音など）を伝えます。

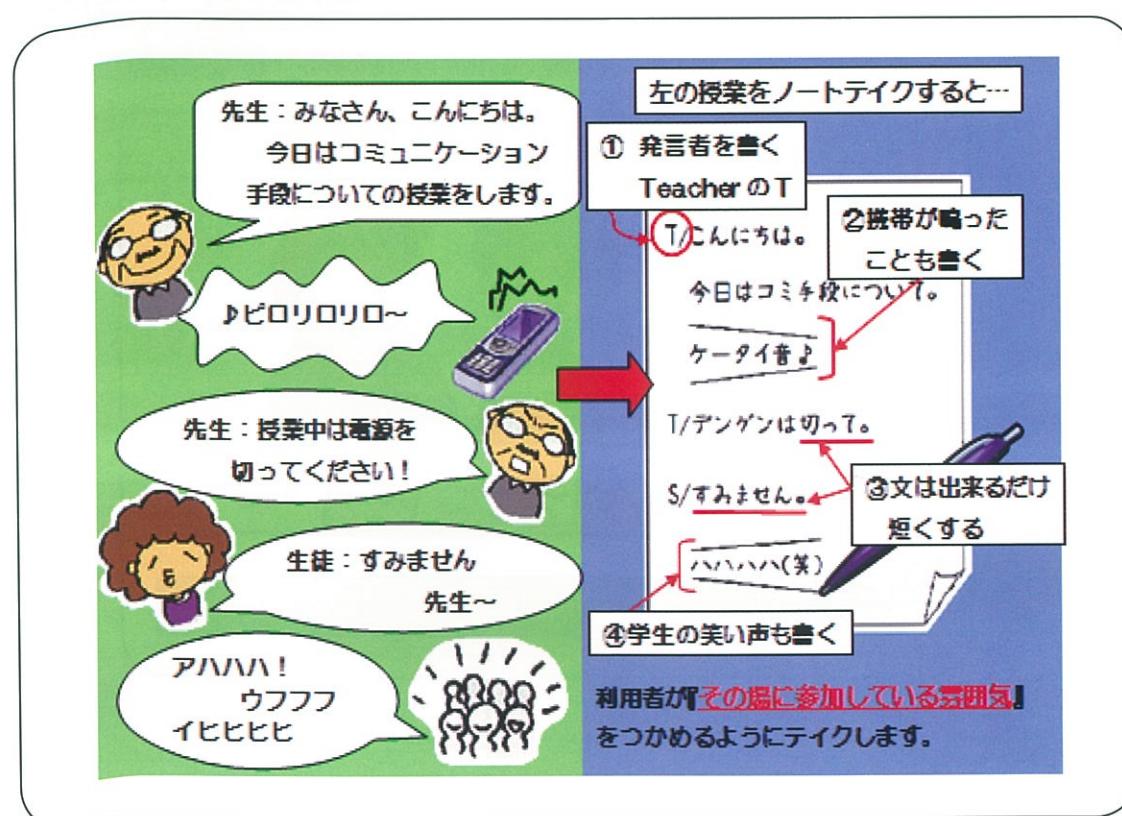


図3 話されている内容とティクした内容

5-3 パソコンノートテイク

パソコンノートテイクとは、

教員の講義の内容を要約し、パソコンに入力していく（周囲の雰囲気も伝える）方法のことです。パソコン要約筆記とも言われます。

基本的に、ノートテイクの進め方（P.22 参照）と同じで、沖縄国際大学では、「IPtalk（アイピートーク）」というパソコンノートテイク専用のソフトを使用します。

パソコンノートテイクには、1名で入力を行う「1人入力」と2名以上で協力して一つの文章を作り上げる「連携入力」があります。実際の講義では2名のティカーが聴覚障がい学生の両脇に座ります。

対象者の人数や講義室の状況に応じて、表示画面をプロジェクターで投影したり、別途聴覚障がい専用のパソコンを使用して複数台で表示することもあります。

講義内容をプロジェクターで投影する方法は、講義を行う教員が情報保障の状況（講義内容）を確認しながら進めることができ有効です。また、パソコンノートテイクは手書きのノートテイクと比べ、情報量が多く、聴覚障がい学生の人数に左右されにくいという利点があります。

ただし、連携入力は事前に入念な準備が必要であることや、セッティング等に時間がかかるため、余裕をもった対応が必要です。



5・4 手話通訳

- 手話通訳者は講義内容を聞き取り、手話に変換します。
- 手話通訳者は聴覚障がい学生の手話を音声に変換します。
- 手話通訳は、手話が分かる学生が利用します

1コマ90分の講義につき2名の手話通訳者が必要であり、15～20分交代で通訳を行います。話者の発言の後でやや遅れて表示されるテイクとは違い、リアルタイムに近い状態で情報を発信できます。

手話通訳者は、ティーカーと同様に聴覚障がい学生の耳の代わりに音声情報を伝えるので、講義の内容だけでなく周囲の状況も通訳します。

手話通訳者の養成には、手話コミュニケーション能力の習得、2年程度の通訳者養成を受けるので、かなりの時間を要します。

大学の講義で使われる専門用語の中には、まだ手話表現が決まっていないものも含まれますので、前もって手話通訳者に講義の概要や使われる専門用語の意味が把握できる資料を提供するよう配慮が必要です。



※現在、沖縄国際大学では手話通訳者の派遣は行っておりません。ご了承ください。

5・5 音声・映像教材の文字おこし

講義では支援学生を派遣して情報保障を行っていますが、支援学生からの悩みとして毎年「音声・映像教材のテイクができない、追いつかない」という声が聞かれます。

- どうしても文字情報の提供と映像に時差が生じるため文字と映像がかみ合わない
- 登場人物が多く出てくる場合、誰の発言なのか伝えきれない
- 音声情報が多く、場面転換が早い
- ナレーションなど映像として出てこない音声情報の伝達がしにくい



講義で使用する映像教材には事前に字幕付きの映像をご用意いただき、聴覚障がい学生も共に学べる効果的な講義資料としての活用をお願いします。

字幕がついていない映像教材については[福祉・ボランティア支援室に文字おこしをご依頼ください。](#)無料で作業いたします。

① 使用場面

- ・大学の講義で使用する音声・映像教材
- ・大学の催しで聴覚障がい学生等の情報保障のために文字化を必要とする音声・映像教材

② 依頼対象者

- ・大学教員・職員
- ・非常勤教員・職員

③ 作成までの期間

- ・**音声・映像教材を預かってから約2週間**

文字おこし作業は大変な時間と労力を費やす作業となります。文字おこし作成に関しては遅くとも2週間前までの申込みをお願いします。なお、急遽使用が決まったものは福祉・ボランティア支援室にご相談ください。

※余裕をもったお申し込みへのご協力ををお願いいたします。

また、先生方からのご依頼が集中した場合や、期日が迫っている場合には、ご希望に添えない場合もございます。あらかじめご了承ください。

④ 作成費用

無料

⑤ お預かりする音声・映像のメディア形体

DVD／VHS／CD／ブルーレイ／他

(再生機器をお借りする必要が出る場合もあります。ご相談ください。)

⑥ 申請の手続き

- ① 「音声・映像教材文字おこし申込書」に必要事項を記入してください。申込書は本冊子P.28掲載の申込書をコピーしてご使用いただけ、福祉・ボランティア支援室に用意しています。必要事項をご記入の上、提出してください。
(1作品1枚の提出をお願いいたします。)

- ② 音声・映像教材を福祉・ボランティア支援室にお持ちください。

- ③ 完成後、文字おこしデータをお渡しします。

映像内での不明瞭な言葉、専門用語など改めて確認させていただくことがあります。ご協力よろしくお願ひいたします。

※ 講義中に音声・映像教材を使用する場合は、必ず事前に聴覚障がい学生と相談してください。

※ 上記の**支援なし**に音声・映像教材を使用すると、情報量が非常に多くなり、ノートテイク、パソコンノートテイクで十分な情報保障をすることができません。音声・映像教材の時間についての配慮もお願いいたします。

NO. _____

平成 年 月 日()

音声・映像教材文字おこし 申込書

所属				利用学生名		
依頼者名				科目名		
連絡先	メールアドレス			電話番号		
				内線		
教材タイトル (タイトルがない場合は概要をご記入ください)						
映像物の種類	()	市販されている音声・映像				
	()	依頼者撮影物				
	()	TV放送の録画				
	()	その他()				
映像時間	分					
お預かりする映像の形態						
DVD / VHS / CD / ブルーレイ / その他()						
引き渡し希望日(講義日) (映像をお預かりしてから最低2週間程お時間をいただきます。)			平成 年 月 日()			

【実績報告欄】

担当学生名		学籍番号	
提出月日	平成 年 月 日()		
作業時間	分 × 4 = 分	時間	
福祉・ボランティア支援室職員 確認印		福祉・ボランティア支援室室長 決裁印	

第6章 支援学生への配慮

6-1 講義前の支援学生への配慮

- ① 支援学生にも資料、スライドの印刷物の配布をする。

講義で使用する配布資料やスライドの印刷物の有無は情報保障の質を大きく左右します。支援学生にも資料、スライドの印刷物等の配布をお願いします。

- ② 早めに資料の提示をする。

前日までに読んでおいてほしい資料がある場合や、使用する資料の分量が多い場合は、なるべく早い時期に福祉・ボランティア支援室まで持参もしくはデータで送信ください。

POINT

スライドの印刷物や配付資料があることで、質の高い情報保障を行うことができます



スライドの印刷物や他の資料を活用することで、書く時間や作業を省略することができ、質の高い情報保障を行うことができます。

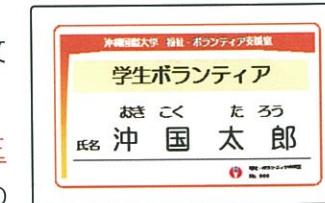
6・2 講義中の支援学生への配慮

講義には、聴覚障がい学生の希望により、講義中の音声を文字化する支援学生が配置される場合があります。

支援学生は右のような登録証を身につけています。支援学生は受講生ではありません。従って、教員から質問や意見を求め

られても受講生の立場ではないことを理由に返答しないことがあります。教員や受講生からの質問や意見等は、聴覚障がい学生本人に直接行うようお願いします。

支援学生に伝える事項がある場合は、聴覚障がい学生の承諾を得てから行ってください。なお、そのやりとりは、聴覚障がい学生の情報保障のために支援学生が聴覚障がい学生へ通訳する旨、ご理解ください。



① ゆっくりと話しをする

話し言葉を文章化すると、手書きでは全体の20%、PCでも50%程度になります。ゆっくりと話をしていただけだと、その分たくさんの情報を伝えることができます。



② 指示語の使用は極力控える

「ここ」「あれ」「そこ」などの指示語の使用を避けて、具体的に何を指しているかが理解できるように話してください。聴覚障がい学生に対する配慮でもありますが、同時に支援学生への配慮ともなります。

6・3 講義後の支援学生への配慮

講義後、支援学生に対して、講義内容が伝わったかどうか、話すスピードや板書の仕方は適切だったなどを確認するようお願いします。

また、講義後に支援学生から質問を受けた場合は、対応をお願いします。



第7章 チェックリスト

聴覚障がい学生の講義登録がある場合には、以下のチェックリストを使用し、ご配慮をお願いします。

チェックリスト

場面	確認事項
初回講義時に	<input type="checkbox"/> 配慮が必要な学生は申し出るよう呼びかけ <input type="checkbox"/> 配慮を申し出てきた学生との配慮事項確認 <input type="checkbox"/> 参考文献等、補助教材の提示
講義準備	<input type="checkbox"/> レジュメ、パワーポイント等、視覚的資料の準備
講義の進行	<input type="checkbox"/> 学生の座席や、教壇での立ち位置の確認 <input type="checkbox"/> 板書の活用 <input type="checkbox"/> 聴覚障がい学生から質問があった際の対応
音声・映像教材使用の場合	<input type="checkbox"/> 事前に聴覚障がい学生に音声・映像教材利用の予定を明示 <input type="checkbox"/> 音声・映像教材の文字おこしを依頼 (福祉・ボランティア支援室まで連絡) <input type="checkbox"/> 文字おこしが間に合わない場合は、教材の内容について概要をまとめて、聴覚障がい学生に提示
支援学生(ノートテイカー等)への対応	<input type="checkbox"/> 講義中の質問や声かけ等を避ける(あくまで受講者は障がい学生です)
講義後の対応	<input type="checkbox"/> 支援学生(ノートテイカー)から講義後、書きとりができる なかった部分について質問等があった際の対応 <input type="checkbox"/> 聴覚障がい学生から、講義後、質問等があった際の対応

MEMO

MEMO

聴覚障がい学生のための支援マニュアル -教員用- 第2版

2013年3月31日 初版発行

2016年8月31日 第2版発行

編 著 : 沖縄国際大学 福祉・ボランティア支援室
室 長 知名 孝
スタッフ 宮城 直子・西原 美菜子・仲村 春香
渡嘉敷 初音 (学生ノートティイカ)

発行所 : 沖縄国際大学 福祉・ボランティア支援室
〒901-2701
沖縄県宜野湾市宜野湾二丁目6番1号
TEL : 098-893-0069 FAX : 098-893-0091
e-mail : socwelf@okiu.ac.jp

印 刷 : 株式会社 国際印刷
〒901-0147
沖縄県那覇市宮城1丁目13番9号
TEL : 098-857-3385 FAX : 098-857-3892

音声・映像教材文字おこし 申込書

教員所属	(法学部) 法律学科・地域行政学科 (経済学部) 経済学科・地域環境政策学科 (産業情報学部) 企業システム学科・産業情報学科 (総合文化学部) 日本文化学科・英米言語文化学科・社会文化学科 (その他) 非常勤教員・()	
	教員氏名 (依頼者名)	
	連絡先 電話番号 : (内線) メールアドレス :	
	科目名	
	受講学生名	
教材タイトル (タイトルがない場合は概要をご記入ください)		
映像物の種類	() 市販されている音声・映像 () 依頼者撮影物 () TV放送の録画 () その他()	
映像時間	合計 分 (分 秒 ~ 分 秒)	
お預かりする映像の形態		
DVD / VHS / CD / ブルーレイ / その他()		
引き渡し希望日(講義日) (映像をお預かりしてから最低2週間ほどお時間をいただきます。)	平成 年 月 日() (受取予定)	
	サポート学生へ 教材渡した日 /	提出日 /

教職員 各位

沖縄国際大学 学生支援室
室長 知名 孝

「学生支援室」への名称変更及び
「音声・映像教材文字おこし 申込書」様式変更について

ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は大変お世話になっております。
「福祉・ボランティア支援室」は2019年4月より「学生支援室」と名称を変更することとなりました。
つきましては、『聴覚障がい学生のための支援マニュアル内一教員用一』内に記載されております「福
祉・ボランティア支援室」は今後「学生支援室」と置き換えていただきますよう、よろしくお願ひ申し
上げます。

支援マニュアル内 p.28 の「音声・映像教材文字おこし 申込書」につきましては、挿み込んでおりま
す申込書をご利用くださいますよう、ご案内申し上げます。